

平成20年2月1日

解剖学講座岡部研究室 非常勤研究員

解剖学講座岡部研究室の非常勤研究員を以下のように定める

- 1) 解剖学講座岡部研究室（以下本研究室）において研究活動を希望する本学の教職員は、非常勤研究員として本研究室の教員と共に研究活動を行うことができる。
- 2) 非常勤研究員の任期は、最長1年間（更新可）とし、毎年4月1日から翌年3月31日の間に定める。
- 3) 非常勤研究員の任期は本研究室の判断で短縮されることがある。
- 4) 非常勤研究員は、新規・継続登録の度に所定の登録願に必要事項を記入し、本研究室に申請しなければならない。
- 5) 非常勤研究員の行う研究にかかる経費の負担方法は、研究計画毎に非常勤研究員（もしくはその所属長）と本研究室間で話し合いにより定める。
- 6) 非常勤研究員が主に本研究室で行った研究を、論文または学会発表する際には、非常勤研究員の所属として本研究室を加えなければならない。

記入例： 東京慈恵会医科大学解剖学講座

Department of Anatomy, The Jikei University School of Medicine

以上